

神戸市空き家等を活用した地域活動助成モデル事業補助金交付要綱

令和3年6月24日 企画調整局長制定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内の空き家や空き店舗（以下「空き家等」という。）を活用して、地域活動の活性化を促進するため、空き家等を活用した地域活動助成モデル事業補助金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付及び手続き等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 神戸市内にあり、住居として使用可能でありながら、現に居住その他の使用がなされておらず、またその予定のない住宅（共同住宅の空き室含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体等が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 空き店舗 神戸市内にあり、店舗として使用可能でありながら、現に店舗としての使用がなされておらず、またその予定のない店舗及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (3) 賃貸借 民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する賃貸借（当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引き渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約すること。）をいう。
- (4) 地域団体 地域において、地域活動を実施する団体。
- (5) 地域活動 地域の課題を解決することを目的とし、営利を目的としない公益的な活動を行うことをいう。
- (6) こどもの居場所づくり ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりで過ごすなど課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らん等を通して安心して過ごせるための居場所づくりを進めることにより、子どもたちの育ちを支援することを目的に、事業者・地域団体等が行う非営利の取り組みをいう。

(対象者)

第3条 補助事業の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、空き家等を賃借して、こどもの居場所づくりに取り組む、神戸市内に主な活動拠点を置く事業者・地域団体等で、活動を継続して遂行する能力を有するものとする。また、補助事業者が賃借する空き家等

を活用して別の団体等がこどもの居場所づくりに取り組む場合も対象とする。

2 補助事業者は、次のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 神戸市税の滞納のあるもの。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（神戸市契約事務等からの暴力団員等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者。）。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、第8条第1項による交付申請時の空き家等を賃借して行う、次に掲げる要件をすべて満たすこどもの居場所づくりとする。

- (1) 補助対象期間を通じて、概ね月1回以上実施し、次のいずれかに該当すること。
 - ア 食事を調理し、提供する事業を含むこどもの居場所づくり。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、食事を調理して提供することが困難な場合においては、調理を伴わない食事（弁当等既成品）を提供する事業も対象とする。
 - イ 学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のために自主学習を支援する事業を含む、こどもの居場所づくり。
- (2) 前号に定める実施日数は、申請のあった場所で実施すること。また、学校の長期休業中に全日数実施することを妨げない。
- (3) 1実施日あたり5名以上の受け入れができるよう努めること。
- (4) 実施場所について、地域住民の理解と協力を得られること。
- (5) 広く居場所を必要とする児童を受け入れること。
- (6) 営利を目的とした事業でないこと。
- (7) 政治的活動又は宗教的活動でないこと。
- (8) 教室事業、競技目的のための事業でないこと。
- (9) 利用料を徴収しないこと。ただし、食事の提供等の実費については徴収することができる。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業者が実施するこどもの居場所づくりに要する経費のうち、空き家等の賃借料（賃貸借契約書に定められた賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料を除く。なお、共同住宅等の賃貸借契約書に管理費、共益費が明記されていない場合は、賃借料の5分の1を除く。））とする。ただし、国、県、市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合においては、当該補助金等により充当される賃借料の部分は対象外とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、空き家等の賃貸借契約に定められる期間であり、かつ補助金の交付決定日の属する月から当該年度の3月31日までとする。

- 2 当該補助金の交付決定を受けた団体は、翌年度に限り、継続して補助金の交付を受けることができる。ただし、当初の補助金の交付決定と同一の空き家等の賃貸借契約により、第8条第1項の申請を行い、補助金の交付決定を受けなければならない。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額のいずれか低い額で、100万円を上限とする。

- (1) 空き家等を活用してこどもの居場所づくりを実施した日数に5千円を乗じて得た額
- (2) 空き家等を活用してこどもの居場所づくりを実施した期間（月単位）の賃借料

(交付申請)

第8条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、空き家等にて当該補助対象事業を行う年度の募集期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) こどもの居場所づくり事業計画書(収支計画を含む。)(様式第1号の2)
 - (3) 空き家等の現状写真
 - (4) 当該空き家等にかかる賃貸借契約書の案又は入居者募集広告の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第4号に定める書類については、補助金の交付決定後、速やかに、当該空き家等にかかる賃貸借契約書の写しを提出するものとする。
 - 3 当該補助金の交付決定を受けた団体で、翌年度継続して補助金の交付申請をする場合は、第1項第3号及び同項第4号の提出を省略することができる。

(補助事業者の決定)

第9条 市長は、申請者及び申請内容が第3条及び第4条に該当する場合、事業の公益性や計画性、効果等を総合的に考慮して審査を行い、補助事業者を決定するものとする。なお、申請者または申請内容が第3条及び第4条に該当しないと認められる場合は、補助金の交付が不相当であるとして申請者に通知するものとする。

(交付の決定)

第10条 市長は、第9条及び補助金規則第6条により補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、第9条及び補助金規則第6条第3項により補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第11条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）及びこどもの居場所づくり事業変更計画書（収支計画を含む。）（様式第4号の2）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更承認通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第12条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該補助金の交付決定日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) こどもの居場所づくり事業報告書（収支報告含む。）（様式第8号の2）
- (3) 支払った家賃の金額がわかる書類（領収書又は請求書の写し、通帳の写し等）
- (4) 活動の実施状況がわかる書類（活動時の写真等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項第1号に定める書類は、様式第8号の2により、各実施日における人数、実施内容などを記載したうえで提出すること。

（交付額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第9号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、補助金の交付額が補助金の交付の決定における額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を、補助金額の確定後速やかに市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると市長が認める場合は、補助金規則第 18 条第 2 項に基づき、補助事業者は補助金概算払交付請求書（様式第 11 号）の提出により、第 10 条第 1 項の規定により決定した補助金の交付予定額の全部又は一部について、概算交付を受けることができる。ただし、当該請求書の提出前に、賃貸借契約書の写しを提出するものとする。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金規則第 19 条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金を返還させるものとする。
- 3 市長は、第 13 条第 1 項の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額を返還させるものとする。

(状況報告・広報への協力)

第 16 条 補助事業者は、当該事業の活動状況等について、市長が報告を求めた場合及び調査を行う場合、これに従うものとする。また、補助事業者は、当該事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、当該事業を完了し、または廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、市の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。
- 3 前項に基づく了承について、補助事業者は当該空き家等の所有者の承諾を事前に得ておくものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月24日から施行する。